

令和5年5月8日

保護者の皆様

小樽双葉高等学校長 倉内 慶一

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、この度、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が出され、5月8日から施行されることになったことに伴い、文部科学省から通知がありましたので、その通知を踏まえ、本校において次のとおりの対応となりますのでお知らせいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を引き続き講じます。

なお、平時においては、マスクの着用を求めません。また、学校での食事の場面においては、「黙食」は必要ありません。

感染が流行している場合には、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

発熱や咽頭痛がある場合は、無理に登校しないでください。ただし、軽微な症状をもって登校を制限するものではありません。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて講ずべき措置について

児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。学校までご連絡ください。その際の出席停止等の取扱いについては、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。なお、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行います。

また、5月8日以降、濃厚接触者の特定は行いません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等であっても、出席停止の対象とはなりません。

なお、感染が不安で休ませたいと相談のあった者等については、他に手段がない場合など合理的な理由がある場合において、校長の判断により、出席停止の措置を講じることがあります。

さらに、学校の臨時休業については、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において適切に対応します。

3. その他ご不明な点がございましたら、教頭もしくは担任までお問い合わせください。

TEL：0134-32-1828